

## 21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

1. 機関の代表者 (学長)	(大学名)	北海道大学	機関番号	10101
	(ふりがな<ローマ字>) (氏名)	Saeki Hiroshi 佐伯 浩		

### 2. 大学の将来構想

#### ①研究教育目標と計画

北海道大学は、平成15年度21世紀COEプログラムへの申請にあたり、総長を中心とする指導体制のもとで、先進的な研究教育の実施、適切な役割分担とその有機的な連携、新たな学問領域の創成、産学官連携の強化などに取り組むことを目標として掲げた。

具体的な内容としては、「学院（大学院教育組織）・研究院（教官組織）構想」を基本骨格とする大学院再編に着手し、柔軟な研究教育体制の実現を目指した。さらに、総長主導の下にCOEプログラムを組織して新たな研究教育拠点を展開し、国内外に学術貢献する総合大学として発展することを期すこととした（注：平成14年度4拠点、平成15年度6拠点、平成16年度2拠点が採択された）。これらのCOEプログラムの実施基地として、北大が北キャンパスに展開しつつある研究棟群及び総合研究棟の共通スペースなどを活用する。また、創成科学共同研究機構を中心とする重点的研究推進体制と大学院研究教育とを有機的に連携させることにより、大学の人的資源や研究施設を機動的、効果的に活用できる体制の確立を目指すこととした。

#### ②総長を中心とするマネジメント体制

総長及び総長室を中心とする総長主導体制の下で、研究教育拠点形成を実効あるものとするため、以下のような組織的支援を行う。

- 1) 「研究戦略室」による総長主導の全学的研究戦略の具現化と「21世紀COE推進会議」によるCOEプログラムの自己点検評価と計画の適正な実施の支援を行う。
- 2) 教員定員の有効活用については、教員定員の4%を全学的見地から任期制を導入して活用する。また、大学院の研究教育組織の見直しによる人的資源の流動化と、効果的連携（相互補完）体制について検討する。
- 3) 創成科学共同研究機構の流動研究部門を中心として、一定期間研究に専念するシステムを活用し、戦略的な研究推進を行う。同機構はCOE採択プログラムに対する直接的支援の他、意欲の高い若手研究者に対する総長主導の研究支援を行い、将来的発展基盤の拡充に

努める。

- 4) 整備を進めつつある北キャンパス研究棟群及び現在建設中もしくは予定されている総合研究棟をCOEプログラムに優先的に割り当てる。
- 5) COEプログラム研究教育拠点から得られる学術的成果の発信、産学官連携による研究推進、外部資金調達に関しては、全学的見地からの支援を行う。
- 6) COEプログラムの成果を発信する国際的研究拠点の形成などを目指すための基盤として、学術国際部を設置し国際交流を戦略的に展開するとともに、外国語教育を強化する。
- 7) 長期的には、総長が全学的な観点から戦略的、重点的に配分可能な資金の重点投入及び戦略的外部資金獲得支援を実施する。また、ポスドク、RA、TAの戦略的配置を実施する。
- 8) 本プログラム終了後は、採択されたCOEプログラムを中心とした新しい大学院体制で、総長主導のもとにこれらの拠点を重点的に発展させる体制をとる。

### 3. 達成状況及び今後の展望

#### ○ 新たな研究・教育体制の構築

平成15年度に採択された6つのCOEプログラムによる拠点形成事業により、以下の新たな教育研究組織を設置した。①「人獣共通感染症制圧のための研究開発」（医学系分野）に伴い、新たな研究組織である人獣共通感染症リサーチセンターを設置した。②「特異性から見た非線形構造の数学」（数学、物理学、地球科学分野）に伴い、新たな研究組織である数学連携研究センターを設置した。③「流域圏の持続可能な水・廃棄物代謝システム」（機会、土木、建築、その他工学分野）に伴い、工学研究科に新たな研究教育組織である環境創成工学専攻と環境循環システム専攻を設置するとともに、環境ナノ・バイオ技術国際研究センターを設置した。④「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」（社会科学分野）に伴い、新たな研究組織である社会科学実験研究センターを設置した。⑤「新・自然史科学創成：自然史における多様性の起源と進化」（学際、複合、新領域分野）に伴い、新たな研究教育組織である理学研究院に自然史科学部門を、理学院に自然史科学専攻を設置した。

## ○研究活動の達成状況

それぞれのCOE拠点における具体的な研究成果などについては、COE拠点毎の事業結果報告に記載されているが、概要は次のとおりである。

- 1) 人獣共通感染症制圧のための研究開発：インフルエンザウイルスのワクチン候補株ライブラリーの確立と全世界への供給開始、高病原性インフルエンザウイルスの病原性発現機構の解明などの成果をあげた。さらに、国際機関及び国内外の大学・研究機関との連携、並びにザンビア及びスリランカへの海外研究拠点の設置など研究開発の中核的拠点の役割を果たした。また、創成科学共同研究機構の戦略重点プロジェクトとしても人獣共通感染症の診断・治療法の開発をとりあげるとともに、北キャンパスに人獣共通感染症リサーチセンター実験棟を竣工した（平成19年9月）。
- 2) 特異性から見た非線形構造の数学：非線形構造に焦点を当て、特異性の視点より、数学（非線形解析学、数理解析学など）の深化とともに、周辺諸科学（数理生物、画像処理、気象学など）の活性化と新展開を推進した。
- 3) 流域圏の持続可能な水・廃棄物代謝システム：社会の重要資源である水、物質、エネルギーを統合した持続的社會を支える新たな環境社会工学の研究拠点を形成した。この結果、先端的水処理システムの開発、耐久・リサイクル性基盤材料の開発と国際基準化、廃棄物の省エネルギー高効率選別機の開発などの成果をあげた。
- 4) 新世代知的財産法政策学の国際拠点形成：日本初の新世代知的財産法政策学の構築を目指した研究を行い、その成果を「知的財産法政策学研究」計20号、研究叢書4冊等として世に送り出した。
- 5) 新・自然史科学創成：IODP（統合深海掘削計画）、国立極地研究所南極観測事業等の各種国際計画における中核的役割を担いつつ、自然史学（博物学）から分化した地球科学と生物分類学・進化学の再統合による新しい自然観の構築を進めた。その際、IODPの事務局を北キャンパスに誘致し、IODPの世界のサイエンスプランをとりまとめる事務局機能を果たした。
- 6) スラブ・ユーラシア学の構築：グローバル化時代に対応する新たな地域論としてのスラブ・ユーラシア学構築を目指した研究を行い、中域圏論・地域認識論・帝国論という分析視野を確立した。また、東アジアの組織的協力体制の構築を推進した。

## ○マネジメント体制の整備

- 1) 平成16年4月、大學全体の研究推進に関する企画立案を行う「研究戦略室」と、教育体系の維持・改善と教育システムの改革を担う「教育改革室」を設置し、事務組織の学術国際部と協働して、21世紀COEプログラムの成果の発信、産学官連携、外部資金調達、国際交流などの活動を支援した。また、総長を議長とする「21世紀COE推進会議」は、各21世紀COEプログラムの実施状況やその成果について評価を行いつつ、適切な事業推進のための助言やプログラム終了後の研究教育体制の構築のための指導を行った。
- 2) 平成15年9月、北大の北キャンパスに創成科学共同研究機構、触媒化学研究センター、電子科学研究所のナノテクノロジー研究センターなどが入る創成科学研究棟を新設し、先端的・実験的研究や産学連携に繋がる研究の拠点としての活動を開始した。北キャンパスにはその後、平成14年採択拠点「バイオとナノを融合する新生命科学拠点」形成に伴うポストゲノム研究棟と民間企業による創薬基盤技術研究棟、及び電子科学研究所棟も新設するなど、教職員や学生1500名を擁する一大リサーチパークを形成している。
- 3) 創成科学共同研究機構において、任期付きで若手に研究機会を与える流動研究部門を運用・継続するとともに、若手リーダー育成とテニユアトラックを組合せた北大基礎融合科学領域リーダー育成システムを開始した。

## ○補助事業終了後の支援

- 1) 「人件費ポイント管理制度」を整備した。本制度により、拠点形成事業継続中または終了後に設置した研究教育組織に対して、総長が管理する教員人件費を機動的に活用して、任期付き教員を配置した。
- 2) 平成19年10月、創成科学共同研究機構の一部門であったリエゾン部・戦略スタッフ部門と全学組織である「知的財産本部」を統合し、北大の知財管理と事業化推進を統合管理する「知財・産学連携本部」を立ち上げた。これにより、21世紀COEで得られた知財の管理と産学官連携を一元的・効率的に支援する。
- 3) 北大の研究を主体とする組織（付置研究所、学内共同研究施設など）を統括管理する創成科学研究機構を設置する（現在の創成科学共同研究機構は、傘下の組織とする）構想の検討を進めている。これにより、先進的な教育の実施、適切な役割分担とその有機的な連携、新たな学問領域の創成などの促進が期待される。

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機関名	北海道大学	学長名	佐伯 浩	拠点番号	I01	
1. 申請分野	F<医学系> G<数学、物理学、地球科学> H<機械、土木、建築、その他工学> <b>I&lt;社会科学&gt;</b> J<学際、複合、新領域>					
2. 拠点のプログラム名称 (英訳名)	新世代知的財産法政策学の国際拠点形成 The Law and Policy of Intellectual Property: Building a New Global Framework					
研究分野及びキーワード	<研究分野: 法学> (知的財産法) (発明) (特許権) (著作権) (産学連携)					
3. 専攻等名	法学研究科法律実務専攻(平成16年4月1日 組織再編)、法学研究科法学政治学専攻、法学研究科附属高等法政教育研究センター、公共政策学連携研究部(平成17年4月1日 新設)、創成科学共同研究機構(平成17年4月1日先端科学技術共同研究センターより改組)、知財・産学連携本部(平成19年10月1日 知的財産本部より改組)					
4. 事業推進担当者	計 22 名					
ふりがな<ローマ字> 氏 名	所属部局(専攻等)・職名	現在の専門 学 位	役割分担 (事業実施期間中の拠点形成計画における分担事項)			
(拠点リーダー) Tamura Yoshiyuki 田村 善之 Hienuki Toshifumi 稗 貴俊文 Yoshida Hiroshi 吉田 広志 Segawa Nobuhisa 瀬川 信久 Yoshida Katsumi 吉田 克己 Yoshida Kunihiko 吉田 邦彦 Tsunemoto Teruki 常本 照樹 Murakami Hiroaki 村上 裕章 Okada Nobuhiro 岡田 信弘 Hasegawa Ko 長谷川 晃 Miyawaki Atsushi 宮脇 淳 Nakagawa Hiroko 中川 寛子 Doukou Tetsunari 道幸 哲也 Suzuki Ryusachi 鈴木 隆一 Takahashi Hiroshi 高橋 浩 Yamamoto Tetsuo 山本 哲生 Takahashi Mika 高橋 美加 Suzuki Ken 鈴木 賢 Kawashima Shin 川島 真 Aizawa Hisashi 會澤 恒 Endo Ken 遠藤 乾 Yokomizo Dai 横溝 大	法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科附属高等法政教育研究センター・准教授 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法学政治学専攻・教授 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法律実務専攻・教授 公共政策学連携研究部・教授 (平成17年4月1日所属変更) 法学研究科法律実務専攻・准教授 法学研究科法律実務専攻・教授 知財・産学連携本部・教授 (平成17年4月1日改組により所属変更、同年10月1日所属変更、平成19年10月1日改組により所属変更) 創成科学共同研究機構・教授 (平成17年4月1日改組により所属変更) 法学研究科法律実務専攻・教授 法学研究科法学政治学専攻・准教授 法学研究科附属高等法政教育研究センター・教授 公共政策学連携研究部・准教授 (平成17年4月1日所属変更) 法学研究科法学政治学専攻・准教授 公共政策学連携研究部・教授 (平成17年4月1日所属変更) 法学研究科法学政治学専攻・准教授 ※ 法学研究科法律実務専攻の所属者は、平成16年4月1日に所属変更	知的財産法 法学士 国際経済法 法学博士 知的財産法 工学士・法学修士 民法 法学博士 民法 法学博士 民法 法学博士 憲法 法学博士 情報法 Doctorat D' université(仏) 憲法 法学博士 法哲学 法学博士 行財政学 法学士 国際経済法 法学博士 労働法 法学博士 知的財産権 工学士 知的財産権 理工学修士 商法 法学士 商法 法学士 中国法 法学博士 中国政治 文学博士 アメリカ法 LL.M. 国際政治 Ph. D. 国際私法 法学修士	研究全体の総括、知的財産法の理論の研究 事業推進サブ・リーダー、競争秩序における知的財産法の位置づけ 事業推進サブ・リーダー、知的財産権の保護範囲 <b>【財産権論】</b> グループ・リーダー、知的財産権侵害に対する損害賠償と差止請求 現代社会における民法理論と知的財産権理論の交錯 所有権からみた知的財産権とコンピュータ社会における契約法の変貌 <b>【公序論】</b> グループ・リーダー、先住少数民族及びインターネットと知的財産権 情報公開制度と知的財産法の交錯 表現の自由と知的財産権の相剋 知的財産権の正当化原理・伝統的知識の保護 (平成18年10月1日追加) <b>【市場・組織論】</b> グループ・リーダー、知的財産の評価・利用をめぐるガバナンス 知的財産権のライセンス規制 職務上創作された知的財産権の帰属 産学連携と知的財産権の取扱い 産学連携と知的財産権の取扱い 知的財産と保険 知的財産と金融 (平成17年3月31日辞退) <b>【国際社会論】</b> グループ・リーダー、東アジアの知的財産法制の現状把握 知的財産法制をめぐる東アジアの国際秩序とガバナンス (平成18年9月30日辞退) アメリカ合衆国の知的財産法制の調査 グローバルイノベーションおよびヨーロッパ統合における知的財産制度 知的財産法と抵触法 (平成17年4月1日追加)			
5. 交付経費(単位:千円) 千円未満は切り捨てる ( ): 間接経費						
年 度(平成)	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	合 計
交付金額(千円)	93,000	129,100	126,900	118,180 ( 11,818)	116,000 ( 11,600)	583,180

## 6. 拠点形成の目的（1頁）

本拠点形成の目的は、第1に、日本発の〈新世代知的財産法政策学〉を構築すること、第2に、そのうえで、世界に通用する次世代の知的財産法研究者および知財実務の最先端で活躍する国際水準の法律実務家を養成することである。

### 学術的背景と国内外の研究状況

情報化時代、ネットワーク社会が到来し、知的財産が真に豊かな社会を実現する原動力となった。しかし、知的財産に関する法と政策のあるべき将来像は混迷の状況にある。国際社会では、知的財産権の強力な保護を求めるアメリカ主導のグローバリズム志向の路線（知的財産の私財化）と、最低限の保護に切りつめようとする東アジア諸国等のナショナリズム志向の路線（知的財産の公共財化）とが鋭く対立している。また、知財実務においては、知的財産の帰属と保護の範囲をめぐる紛争が国内外で多発している。経済発展を確保するとともに、万人による知的財産の享受を確保するためには、知的財産権についての新たな理論体系を構築し、それに依拠した知的財産法の国際的な共通規範を形成することが不可欠である。

ところが、従来の知的財産法学は、有体物に関する法技術の枠から抜け出せず、特許法や著作権法など個別の法律の解釈論に終始している。そこには、各種の知的財産全体を理論的に整序する体系性も、これからの知的財産法学のあり方を方向づける戦略的・政策的観点も、ほとんど見出すことができない。知的財産をめぐる今日の状況に照らすと、かかる事態は危機的であり、早急に克服すべきものである。

そのためには、第1に、伝統的な法理論や先端的・学際的法理論と対話しつつ、情報としての知的財産の特質をふまえた知的財産（法学）を構築しなければならない。しかし、第2に、単なる法解釈学にとどまるのではなく、上記の国際的状況や実務の問題状況を踏まえた戦略的・政策的観点を重視し、それに方向づけられた体系的な〈政策学〉に発展させなければならない。本拠点が構築しようとする〈新世代知的財産法政策学〉とは、このような新たな学際的学問分野にほかならない。

### 本研究に期待される成果

①〈新世代知的財産法政策学〉を構築する主体の存在…本拠点リーダー田村は、その著作の質と量において国内トップの知的財産法学者である。田村は、「市場指向型、機能的、自由統御型」の新たな知的財産法学を構築しつつ

あり、これは、本拠点が構築しようとする〈新世代知的財産法政策学〉の先駆的試みである。サブ・リーダーの稗貫は、知的財産と独占禁止法を関連づけた先駆的な研究者である。さらに、2003年7月には、全学的な教員定員有効活用制度の支援を受けて、実務経験豊富な知的財産法専攻者1名を助教授に加える予定である。また、企業で知財実務を経験した先端科学技術共同研究センター教授2名も本プログラムに加わる。このように、事業推進担当者中、知的財産法専攻者は5名を数える。その他の事業推進担当者も、日本最先端の研究活動を行っているだけでなく、田村編集の北大法学部ライブラリー第3巻『情報・秩序・ネットワーク』の共同研究、オムニバス授業「ヴァーチャルワールドの法原理」の共同教育に代表されるように、知的財産理論とのインターフェースを作り上げている。これらの統合を図り、さらに国際的な政治力学を解明する視点を加味することによって、世界最高水準の〈知的財産法政策学〉の構築が可能となる。

②〈新世代知的財産法政策学〉を国際発信する主体の存在…本研究科は、国際シンポジウム開催、外国人研究者の招聘、外国の大学での講演・講義など、様々な形態の活発な国際交流によって全国に知られている。とりわけ、東アジアおよびフランスとの交流は、日本でトップレベルにある。このネットワークを活用することによって、〈新世代知的財産法政策学〉の国際発信が可能となる。

③若手研究者および法律実務家養成の基盤の存在…法学研究科では、法学政治学専攻に加えて、2004年4月には法科大学院を設置する予定である。これにより、知的財産法に通じた研究者と実務家を輩出する車の両輪が備わる。くわえて、先端研と創成科学研究機構（以下、創成研）が中心となって設立する予定の産学連携を推進する「知的財産本部」を研究教育の実践の現場として活用する。これらの組織を有機的に連携させるために、法学研究科附属高等法政教育研究センター（以下、高等センター）に知的財産部門を設置する。これらによって、水準の高い多数の研究者と法律実務家の養成が可能になる。

## 7. 研究実施計画

### I. 学際的な研究者ネットワークの組織化

新世代知的財産法政策学の構築のために、本学内に学際的な共同研究のネットワークを組織する。具体的には、先端科学技術共同研究センター(以下、先端研)、創成科学研究機構(以下、創成研)と協力して、法学研究科附属高等法政教育研究センターに知的財産部門を設立する。工学部出身で、法学修士号をもつ吉田広志弁理士を法学研究科助教授として採用し、同じく自然科学の知識を持つ理工学修士号、工学博士号をもつ先端研と創成研の知的財産法の専門家と共同して研究に当たる、理系の研究科、経済学研究科の教授陣が参加して産学連携を推進している知的財産本部との連携を強化する。自然科学や経済学の素養をもつ弁理士をCOE研究員に迎え、共同研究を遂行する。さらに、拠点リーダーである田村が科学研究費の支給を受けて東京大学経済学研究科の柳川範之教授と遂行している共同研究を有機的に組み合わせる。

### II. 内外の知財関連企業、法律事務所、特許事務所との提携

新世代知的財産法政策学を技術環境の変化に迅速かつ敏感に対応しうる理論として発展させるために、すでに共同研究の実績があるヤフージャパン、マイクロソフトジャパン、NTTドコモ、NHK等との連携を深める。

さらに、訴訟事件等の紛争の現場が提起する課題を吸い上げるために、これまで共同研究や客員研究員等受け入れの実績がある内外の法律事務所・特許事務所(西村総合法律事務所、アンダーソン・毛利法律事務所、東京永和法律事務所、安原法律特許事務所、台湾国際専利法律事務所(台湾)、石昌目法律事務所(韓国)等)と提携関係を結び、実践的な研究を遂行する。

これらの既存の関係を強化するほか、事業推進担当者に寄せられる具体的な研究依頼(拠点リーダー田村には、国内から毎年平均20件程度、海外からも2~3件程度の依頼がある)を積極的に受け入れ、理論の実践化を図る。

### III. 海外の研究拠点との対話・アジアとのコミットメント強化

本事業推進担当者は、欧米の有力大学・研究機関との間ですでに具体的な共同研究を進めている。これをさらに推進する。

また、アジア諸国との関係では、協定締結校である中国、台湾、韓国等の有力大学との研究協力関係を深

める。法学のほか自然科学、経済学関係の学者を含めて学際的な研究を推進している豪州等の知的財産法の研究機関と連携し共同研究を進める。

以上の海外の研究拠点に加えて、海外の法律事務所、特許事務所をも組み込み、国際シンポジウムの実施、研究者の相互派遣、共同研究等を推進する。これらによって、世界水準の実践的な学問体系を構築するとともに、新世代知的財産法政策学の国際発信を図る。

### IV. 若手研究者フォーラムの形成

法学研究科の法学政治学専攻大学院生および法科大学院大学院生に加えて、PDを中心に全国から若手の研究者を募ってCOE研究員に採用し、共同研究の一端を担わせる。また、知財関連企業や内外の法律事務所、特許事務所、さらには海外の研究拠点から、社会人大学院生や留学生また客員研究員を受け入れ、共同研究を担わせる。

これらによって、多様なバックグラウンドを持った若手研究者の交流を可能にし、知的財産法学のレベル・アップを図る。

### V. 知的財産法データアーカイブの作成

提携関係にある法律事務所の弁護士や弁理士、法学研究科の大学院生やCOE研究員と協力して、判例ガイド等を作成し、公刊する。その際、拠点リーダー田村が構築してきた知的財産法の体系、蓄積してきた研究上のノウハウをフルに活用する。そのうえで、これらの情報を知的財産法講義のインターネット・オンデマンド配信サービスに取り込み、体系的なデータベースを作成する。この判例ガイドと、知的財産法講義のインターネット配信サービスとを通じて、新世代知的財産法政策学の国際発信を図る。

### VI. 研究成果の発表

第1に、事業推進担当者や提携関係にある研究拠点、法律事務所・特許事務所の研究者、実務家との共同研究の成果を発表する場として、雑誌『知的財産法研究』を創刊し、定期的に刊行する。

第2に、事業推進担当者による研究成果を発表するために、単行書シリーズ『知的財産法研究叢書』を創刊し、これを随時刊行する。

第3に、本プログラムの最終年度に、本拠点の事業推進担当者、国内・海外の協力者を中心的執筆者とする包括的な論文集『新世代知的財産法政策学』を出版する。

## 8. 教育実施計画

本拠点においては、多角的な視点をもちつつ、実務に根ざした学際的かつ実践的な新世代知的財産法政策学を教育する。

そのために、実務家を主体とするアドヴァイザリー・コミッティーを設置するとともに、各種のエクスターンシップを積極的に推進する。また、法学政治学専攻と設置予定の法科大学院の共通科目を設定し、そこにおいて新世代知的財産法政策学を研究者志望の者、企業の法務部・知財部志望の者、法曹志望の者に幅広く提供する。さらに、海外の研究拠点等との共同研究、知的財産法データアーカイブの作成やウェブ講義を教育プログラムとして取り込むことによって、効果的な教育を展開する。

具体的には、以下の諸施策を有機的に関連させて推進し、それによって知的財産法関連の修士号、博士号取得者の増加を図る。

### I. 実務家のアドヴァイザリー・コミッティーとの共同教育

法学研究科における田村担当の講義・演習には、多数の弁護士、弁理士が継続的に参加している。それは、他の学生に対して高い教育効果を挙げている。この経験を生かし、アドヴァイザリー・コミッティーは、教育の内容・方法に関する助言を行うほか、実務家を教育に派遣する役割を果たすものとする。このようにして、本拠点の大学院生および留学生等に対して、実務に根ざした実践的な知的財産法学の教育を行う。

このようにして、効果的な研究テーマの設定と修士論文、博士論文ほかの完成を促進し、本拠点を中心とした若手研究者フォーラムを将来的に担う人材を育成する。

### II. 学際的な知的財産法政策学の講義体系の確立

財産権論、公序論、市場・組織論、国際社会論の4班体制で進める共同研究の成果を教育に反映させるために、本拠点の事業推進担当者を中心に学際的な新世代知的財産法政策学のオムニバス講義を行い、新たな学問体系の普及を促進する。

### III. 修士課程、博士後期課程の改革

・知的財産法の研究を志す実務家が、大学院生として関連する講義や演習を履修できる環境を整備するために、集中講義、夜間開講科目を増やす。また、ウェブ講義を配信する（VIIIに後述）。

・COE研究員等で構成される若手研究者フォーラムのなかで切磋琢磨させることによって、修士課程在学者、

博士後期課程在学者に最適の研究環境を提供する。博士後期課程在学者のなかの優秀な者はCOE研究員として採用され、共同研究の一翼を担う。

### IV. 法科大学院教育との連動

以上の授業について、設置予定の法科大学院と連動した共通科目を設定し、実践的であるとともに、制度設計を提言しうる知的財産法学の教育を行う。これによって、知的財産に強く、かつ、視野の広い法律実務家を多数供給する。この教育はまた、知的財産法研究者や企業の知財部員、法務部員として活躍する人材育成にも寄与するであろう。

### V. エクスターンシップの実施

先端科学技術共同研究センターおよび創成科学研究機構と協力し、共同研究の相手となる法律事務所、特許事務所、知財関連企業を中心に各種のエクスターンシップを実施する。大学院生や留学生を産学連携や知的財産の取引の現場、紛争が発生している現場に送り込むことによって、実務と学問の相互交流を体験させ、修士論文、博士論文のテーマ設定が実践的かつ具体的なものとなるようにする。

### VI. 知的財産法データアーカイブの教育的活用

・知的財産法データアーカイブにおける判例ガイドの作成作業を教育プログラムとして組み込み、判例の理解、要旨の作成、体系的な整理の仕方に関する訓練を行う。これによって、修士論文、博士論文における裁判例の整理、分析の作業を効率的に行う環境が整えられる。

・知的財産法データアーカイブを一般の利用に供することで、本研究科以外の研究教育機関における教育にも活用する。

### VII. 海外の研究拠点等との交流の教育的活用

提携を進める海外の研究拠点や法律事務所、特許事務所との共同研究作業に、大学院生を参加させることによって、国際的に有意義な修士論文、博士論文のテーマ設定を促す。また、文献調査、実態調査などにも便宜を図る。

### VIII. 知的財産法の講義をウェブで発信・新たな教育プログラムを提供

法学研究科の知的財産法の講義をオンデマンドでネット配信し、新世代知的財産法政策学の理論を国際的に発信する。

## 9. 研究教育拠点形成活動実績

### ① 目的の達成状況

#### 1) 世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的達成度

目的は十分達成した。

本拠点の研究成果としては、知的財産権が人の自由を制約する特権である以上、自然権ではなく、効率性の観点にその根拠を求めざるを得ないが、他方、効率性の検証が困難である以上、民主的な決定等の政治責任によるプロセス正統化にも頼らざるを得ない、もっとも、政策形成過程に働くバイアスを極力抑制するガバナンス構造を構築するとともに、司法の役割を活用すべきである、それとともに、効率性や自由の確保など帰結主義的な説明を可能な限り明確化することでグレイの領域を減らすべきである、という新世代知的財産法政策学を打ち立てた(田村善之「知的財産法政策学の試み」知的財産法政策学研究20号(2008年))。

また、人材育成面においても、本拠点で構築した若手研究者コミュニティを活用し、日本工業所有権法学会のシンポジウム(2005年度)、著作権法学会の特別講演(2004年度)を共催した他、内外の若手研究者に研究会報告や論文発表の機会を与える等、全国の知的財産法研究の底上げを図った。

#### 2) 人材育成面での成果と拠点形成への寄与

21世紀COEプログラムを遂行する過程で、研究員として、国内の博士後期課程修了者(2名)に加えて、国際化を図るために外国籍の研究者(准教授1名、講師1名、研究員1名)を、実務的な課題を吸収するために、元裁判官・弁護士(1名)、弁護士(1名)、外国弁護士(1名)、弁理士(1名)、企業法務経験者(2名)を採用した。さらに、先導的研究者交流プログラムを推進し、外国大学の講師2名、外国弁護士1名を客員研究員として招聘し、共同研究の成果を「知的財産法政策学研究」に発表している。他方で、研究員をマックスプランク研究所に、大学院生と研究員を中南財經政法大学知識産権センターに長期派遣し、国際的な研鑽を積ませた。加えて本拠点の成果が国際的に知られたこともあって、知財の分野では多様なバックグラウンドを有する留学生(外国弁護士3名、外国特許庁審査官4名、外国著作権当局職員1名)が集結している。研究会や国際シンポジウムに招聘された若手研究者も多数に上る。たとえば、国内外の20代・30代の若手研究者による研究会報告は99回、「知的財産法政策学研究」への論文掲載回数は92回に上る。その結果、法学研究科は、知財法の研究を志す大学院生にとって国際的に見ても極めて恵まれた

若手研究者コミュニティの構築に成功した。

若手研究者育成の点では、21世紀COEの間、法学研究科から、鹿児島大学法文学部、北九州大学法学部、松山大学法学部、吉備国際大学、関西大学法学部、関西外国語大学、立命館大学法学部、富山大学経済学部、国士舘大学法学部、東京理科大学、筑波大学、小樽商科大学、北海道大学大学院法学研究科、札幌学院大学法学部、釧路公立大学経済学部、中国社会科学院近代史研究所、中国黒竜江大学法学院、台湾真理大学人文学部等のスタッフに若手研究者を輩出している。

またCOE研究員の進路も、外国の大学や弁護士・弁理士に復職した者に加えて、大学の准教授(1名)、客員准教授・外国大学研究員(1名)の他、企業法務部・知財部(4名)と多様である。さらに修士課程の修了者であるが、この間、知財法専攻者から多数(7名)の企業法務部・知財部への就職を果たしてきたことは、本拠点が実務に強いコネクションを持つことを物語っており、博士後期課程修了後のキャリアパスに活用しうる実績といえる。

このように国内のみならず海外へも若手研究者の人材を輩出している点で、本COEの国際拠点形成に十分な寄与があったものと評価できる。

3) 研究活動面での新たな分野の創成と、学術的知見等本COEを開始した当初の知的財産法政策学の構想は、次の3つのステップにより知的財産法の制度を設計するというものであった(田村善之「知的財産法総論」同『市場・自由・知的財産』(2003年・有斐閣))。第1に、市場と法の役割分担という視点を意識し、どこまでを市場に任せておけば足り、どこから法が介入すべきなのかという分岐点を探る(市場指向型知的財産法の視点)。第2に、かりに法の決定が必要であるとした場合、次のステップとして、その法的決定をどの機関に判断させるべきなのか、たとえば裁判所が判断するだけでよいのか、専門機関(特許庁等)の判断を介在させた方がよいのか、という法的判断主体の役割分担の問題設定を行う。くわえて、その際には、報酬請求権(損害賠償請求権を含む)に止めるのか、それとも差止めまで認めるのか、登録制度を介在させて権利の譲渡を容易とする保護を与えるのか、という規制手法の選択を行うことで法制度の具体化を図る(機能的知的財産法の視点)。第3に、以上の作業により構築された法の規律が私人の思索の自由、行動の自由を過度に制約するものになっていないか、吟味する(自由統御型知的財産法の視点)。

本COEの遂行によって法哲学や政治学の知見を得たことにより、有体物の利用というようなフォーカル・ポイントがないという知的財産権の特質は、単にそれが他者の自由を制約する人工的な権利であるということのみを意味するに止まらず、さらに、物理的な歯止めが無く、いくらでも権利が拡張するので、その政策形成過程においてロビイングの影響を大きく受け易く、それがゆえに放置しておく、権利が過度に拡張する傾向があり、しかもその影響は国際的なものとなる、というところに問題があると思に至った。そこで、新たに、次のようなプロセス志向という視点を加味させることとした。

その構想を略述すれば、①知的財産権が人の自由を制約する規制である以上、労働所有論や人格権といった自然権論でその存在意義を正当化することは困難であり、インセンティブの付与による効率性の改善という論理に依拠せざるを得ない。②しかし、他方で、効率性の尺度には争いがあり、自由とのトレード・オフが問題となるほか、そもそも効率性の改善の検証が困難である以上、最終的には、民主的な決定等の政治責任によるプロセス正統化に頼ることになる。③もっとも、政策形成過程には組織化されやすい大企業の利益などが反映されやすい範囲、組織化されにくい私人の利益は反映されにくいという構造的なバイアスが働くために、知的財産権はともすれば過度に強化されがちとなる。④そこで、政策形成過程をバイアスを解消する方向に統御するガバナンス構造(ex. 途上国の特許庁の連携やクリエイティブ・コモンズの活動の推進)を模索しつつ、自由の確保のために風穴を開ける司法の役割を活用すること(ex. フェア・ユースの法理)でプロセスの正統性を担保するとともに、⑤効率性の観点からみて望ましい制度(あるいは望ましくない制度)を可能な限り解明するとともに、確保すべき自由の領域を明確化する帰結主義的な理論(ex. 特許制度の舵取りの理論、著作権法の第三の波の理論)を呈示することで、グレイの領域を減らし、プロセスによる決定の裁量の枠を狭めるべきである、ということになる(田村・前掲「知的財産法政策学の試み」)。

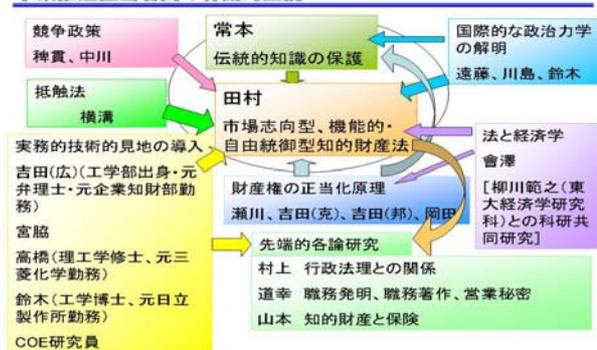
前述した3ステップが、知的財産法制度を設計する際に必ず踏まなければならない考察の手順であるところ、新たに提唱した5つのプロセス志向という視点は、その手順に従い、法制度を設計する際の議論の方向性を呈示するものである。本拠点では、両者を統合させることにより、新世代知的財産法政策学の構想を完成させ、それに基づき、種々の解釈論を呈示するに至っ

ている(参照、田村善之編『新世代知的財産法政策学の創成』(2008年・有斐閣)、「知的財産法政策学研究」創刊号～20号(2004～08年))。

#### 4) 事業推進担当者相互の有機的連携

本拠点は、拠点リーダーの主唱する包括的知財体系を中心に据え、人権論的アプローチを融合した伝統的知識の保護の視点を加味した法政策学を構築するにあたり、採択時の4班体制を発展させた下図のグループ体制を敷き、オムニバス講義の提供や研究会開催を通じて、有機的連携を図った。その成果は、前掲『新世代知的財産法政策学の創成』に現われている。

事業推進担当者間の有機的連携



#### 5) 国際競争力ある大学づくりへの貢献度

本拠点は、21世紀COEプログラム採択以来、世界の関連分野の最先端の研究拠点との学術交流を通じて新世代知的財産法政策学を醸成してきた。具体的には、いずれも国際的な知的財産法学者を擁する、オーストラリア国立大学、中南財經政法大学、アムステルダム大学、ポワチエ大学、台湾大学、WIPO、マックスプランク研究所、ヨエンスー大学、カリフォルニア大学、華中科技大学、国立ソウル大学等から講師を招聘して学術交流を図った。これらの交流によって形成された人的ネットワークにより、本拠点が志向する新世代知的財産法政策学の国際的なプレゼンスはさらに高まることとなった。

また、本拠点が発行する学術誌「知的財産法政策学研究」は、上記の学術交流の成果を含め、国外の研究者・実務家による論稿を計54本掲載しており、現在学界において非常に高い評価を得ている。このことは、本拠点の研究成果が国際競争力を有するものであることを裏付けるものと自負している。

こうした世界最先端拠点との学術交流によって得られた研究成果や人的ネットワークは、本拠点における今後の研究教育展開に資すると同時に、北海道大学全体の国際競争力を著しく高めるものである。

#### 6) 国内外に向けた情報発信

本拠点からの主な情報発信メディアとして、(a)国際シンポジウムや研究会、(b)出版物、(c)ウェブサイト、が挙げられる。

研究会・国際シンポジウムの積極的な開催は本拠点の活動の特徴のひとつでもある。2003年度のプログラム採択以降、研究会は112回、国際シンポジウムも11回の開催を数える。その報告者も多彩で、事業推進担当者はもとより、国内外の研究者、実務家（裁判官、弁護士、弁理士、特許庁審査官・著作権当局職員、企業法務部在籍者など）から、それぞれの専門分野について先端的な報告が行われてきた。くわえて、若手研究者による報告が多いことも本拠点主催の研究会の特徴である。20代・30代の報告者数がのべ99名に上ることは特筆すべきであろう。外国籍の報告者数ものべ66名と、国際拠点の名に恥じない実績をあげている。

出版物は、「21世紀COE知的財産研究叢書」を4冊、学術誌「知的財産法政策学研究」を20号発行した。前者は、本COEにおけるまとまった研究成果の発信媒体として位置づけられ、そのうち1冊は、本COEの集大成として事業推進担当者の論文を集めたオムニバス形式の論文集である。後者は、新世代知的財産法政策学研究の成果発表のため、2004年3月の創刊以来、計20号が発行された。掲載論文総数は158件に上り、その内容も、実務的な評釈から高度に学術的で重厚な論文まで多岐にわたり、国内外において高評価を得ている。また、法学では貴重な、若手研究者の成果発表の場にもなっており、国内外の20代・30代の研究者による「知的財産法政策学研究」への論文発表回数は92回に上る。

ウェブサイトによる情報発信も本拠点の特徴といえる。「知的財産法政策学研究」収録論文の大半は、本拠点のウェブサイトに掲載されており、発行部数・流通ルートの制限がある同誌収録論文を広く知らしめるのに役立っている。さらに、北海道大学での講義をビデオ撮影し、レジュメ等とともに提供する「WEB講義」についても、日本人のみならず日本法の初学者である外国人にも利用されており好評と聞いている。

これら本拠点の提供によるメディアを用いた情報発信に加え、拠点リーダーをはじめとする事業推進担当者が国内外の各種カンファレンスに参加し、あるいは各種出版物に寄稿し、本拠点の成果を発信してきたことはいうまでもない。

#### 7) 拠点形成費等補助金の用途について（拠点形成のため効果的に使用されたか）

若手研究員の雇用（ポスドク等）、シンポジウム・研究会の開催、「知的財産法政策学研究」の発行、COE運営のための事務補助員雇用等を、補助金の主たる使途とした。本拠点の若手研究者は、大きな国際的成果を生み出したと同時に、法律実務、法学研究の双方の方面に就職して活躍している。若手研究者の育成というCOEプログラムの目的を達成しており、補助金を効果的に活用したと言える。

#### ②今後の展望

21世紀COEの成果を継承するために、情報法政策学研究センターを2008年4月に設立した（田村善之センター長）。同センターでは、COEで培った内外のネットワークを活用して、引続き知的財産法研究会を遂行し、各種媒体を通じて、成果を継続的に発表していく。また、COEで収集した各種資料を情報法政策学研究センター図書室に引き継ぎ、スタッフや大学院生の研究に供し、さらなる共同研究を推進する予定である。

#### ③その他（世界的な研究教育拠点の形成が学内外に与えた影響度）

判例時報の知財分野の判例紹介のコメント欄（裁判官執筆）における拠点リーダーの引用回数は2005～07年で56回と他を大きく引き離して1位となっている（2位：渋谷達紀22回、3位：中山信弘20回）。法律時報の毎年12月号に掲載される学界回顧の知的財産法の分野においては、21世紀COE知的財産研究叢書3冊はもとより、知的財産法政策学研究1～18号（2004～07年）から45本もの論文が紹介されている。さらに、同欄の2003年から2007年には、前記知的財産法政策学研究以外の媒体に掲載された事業推進担当者や本拠点の大学院生の論文も14本紹介されており、その他、拠点リーダーの単著が5冊、共著1冊、編著2冊が紹介されていることと加えて、本拠点の影響力を物語っている。

2008年1月に開催した総括国際シンポジウム「新世代知的財産法政策学の理念と課題」には、国内外より知的財産法の若手研究者が集結した。また、2004年度には著作権法学会を、2005年度には日本工業所有権法学会を共催しており、COE終了後の2008年度も、日本工業所有権法学会のシンポジウムのコーディネーターを拠点リーダーが、著作権法学会の個別報告を本拠点出身者の若手研究者が務める予定である。さらに、2008年7月に開催されるCreative Commonsの世界サミットでは、拠点リーダーが基調講演を務める予定である。内外における本拠点の影響力を示している。

## 21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	北海道大学	拠点番号	101
拠点のプログラム名称	新世代知的財産法政策学の国際拠点形成		
1. 研究活動実績			
①この拠点形成計画に関連した主な発表論文名・著書名【公表】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業推進担当者(拠点リーダーを含む)が事業実施期間中に既に発表したこの拠点形成計画に関連した主な論文等〔著書、公刊論文、学術雑誌、その他当該プログラムにおいて公刊したもの〕</li> <li>・本拠点形成計画の成果で、ディスカッション・ペーパー、Web等の形式で公開されているものなど速報性のあるもの</li> </ul> <p>※著者名(全員)、論文名、著書名、学会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦)の順に記入</p> <p>波下線( ) : 拠点からコピーが提出されている論文 下線( ) : 拠点を形成する専攻等に所属し、拠点の研究活動に参加している博士課程後期学生</p>			
<p>田村善之『市場・自由・知的財産』1-237頁(2003年)</p> <p>田村善之「抽象化するバイオテクノロジーと特許制度のあり方(1)~(3)」知的財産法政策学研究10号49-66頁・11号65-84頁・12号91-113頁(2006年)</p> <p>Yoshiyuki Tamura, Efficiency, Diversity and Freedom - Challenges to the Copyright Institution facing the Internet Age, in Katariina Sorvari (ed.), Teollisoikeudellisia kirjoituksia IX, pp. 43-60 (2008)</p> <p>田村善之「知的財産権と不法行為—プロセス志向の知的財産法政策学の一様相」同(編著)『新時代知的財産法政策学の創成』3-50頁(2008年)</p> <p>田村善之「知的財産法政策学の試み」知的財産法政策学研究20号1-36頁(2008年)</p> <p>稗貴俊文『市場・知的財産・競争法』(21世紀COE知的財産研究叢書2)1-250頁(2007年)</p> <p>稗貴俊文「『特許権の密林』と独占者の自由」田村善之(編著)『新時代知的財産法政策学の創成』173-187頁(2008年)</p> <p>稗貴俊文「知的財産権と独占禁止法」金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄(編)『独占禁止法』336-365頁(第2版・2006年)</p> <p>稗貴俊文「東アジアの知的財産権について—その理念・現状・戦略—」知的財産法政策学研究7号103-119頁(2005年)</p> <p>稗貴俊文「日本のバイオテクノロジー産業と競争政策—リサーチツール特許のライセンス問題—」知的財産法政策学研究9号103-119頁(2005年)</p> <p>吉田広志「冒認に関する考察—特に平成13年最高裁判決と平成14年東京地裁判決の関係をめぐって—」知的財産法政策学研究10号67-102頁(2006年)</p> <p>吉田広志「職務発明に関する裁判例にみる論点の研究」田村善之=山本敬三編『職務発明』52-108頁(2005年)</p> <p>吉田広志「用途発明に関する特許権の差止請求権のあり方」知的財産法政策学研究16号167-246頁(2007年)</p> <p>吉田広志「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの特許適格性と技術的範囲(1)-(2)」知的財産法政策学研究12号241-299頁・13号131-170頁(2006年)</p> <p>吉田広志「最近の裁判例にみる禁反言の研究：新版」知的財産法政策学研究創刊号41-92頁(2004年)</p> <p>瀬川信久「知的財産権の侵害警告と正当な権利行使(再論)」田村善之(編著)『新時代知的財産法政策学の創成』145-169頁(2008年)</p> <p>瀬川信久「競争秩序と損害賠償論」NBL863号48-55頁(2007年)</p> <p>瀬川信久「共同不法行為論転回的事案類型と論理」『民法学における法と政策(平井宜雄先生古稀記念)』657-700頁(2007年)</p> <p>瀬川信久「不法行為—因果関係概念の展開」北村一郎編『フランス民法典の200年』333-375頁(2006年)</p> <p>吉田克己「著作権の『間接侵害』と差止請求」田村善之(編著)『新時代知的財産法政策学の創成』145-169頁(2008年)</p> <p>吉田克己「総論・競争秩序と民法」NBL863号39-47頁(2007年)</p> <p>吉田克己「環境秩序と民法」北大法学論集56巻4号234-258頁(2005年)</p> <p>吉田克己「パテント・プールの独禁法上の違法性とその効力—アルゼ株式会社対日本電動式遊技機特許株式会社・特許実施料返還請求事件への鑑定意見書」知的財産法政策学研究創刊号93-131頁(2004年)</p> <p>吉田邦彦『多文化時代と所有・居住福祉・補償問題』1-654頁(2006年)</p> <p>吉田邦彦「知的所有法・サイバー法」原論の試み—デジタル化時代における情報法学の新たな展開(アメリカ法学からの示唆)—田村善之(編著)『新時代知的財産法政策学の創成』121-142頁(2008年)</p> <p>常本照樹「先住民族の文化と知的財産に関する一考察」田村善之(編著)『新時代知的財産法政策学の創成』365-390頁(2008年)</p> <p>常本照樹(棟居快行氏・赤坂正浩氏・松井茂記氏・笹田栄司氏・市川正人氏と共著)『基本的人権の事件簿』56-65, 201-210, 220-227, 228-236頁(第3版・2007年)</p> <p>常本照樹(初宿正典氏・大沢秀介氏・高橋正俊氏・高井裕之氏と共著)『目で見える憲法(第3版)』1-114頁(2007年)</p> <p>常本照樹『先住民族の文化享有権及び知的財産権の保障の実証的・比較法的研究』(平成16年度~平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書)(2007年)</p> <p>常本照樹「先住民族の文化と知的財産—国際的潮流の概観」精華科技法律與政策論叢第2巻第1期101-123頁(2005年)</p> <p>村上裕章「取消訴訟における審理の範囲と判決の拘束力—審決取消訴訟からの示唆」知的財産法政策学研究10号145-171頁(2006年)</p> <p>村上裕章『行政訴訟の基礎理論』1-340頁(2007年)</p> <p>村上裕章(稲葉馨・人見剛・前田雅子氏と共著)『行政法(Legal Quest)』168-251頁(2007)</p> <p>村上裕章「改正行訴法に関する解釈論上の諸問題」北大法学論集56巻3号55-85頁(2005年)</p> <p>村上裕章「行政事件訴訟法の改正と外国法制調査」法律時報77巻3号34-38頁(2005年)</p> <p>岡田信弘「知る権利とプライバシー」同(編著)『憲法のエチュード』92-100頁(2004年)</p> <p>岡田信弘「立法過程」同(編著)『憲法のエチュード』151-157頁(2004年)</p> <p>岡田信弘「主権論再考」ジュリスト1334号39-49頁(2007年)</p> <p>岡田信弘「統治構造論の再検討」公法研究67号24-50頁(2005年)</p> <p>長谷川晃「〈競争的繁栄〉と知的財産法原理—田村善之教授の知的財産法理論の基礎に関する法哲学的検討」知的財産法政策学研究3号17-34頁(2004年)</p> <p>長谷川晃「先住民の知的財産保護における哲学的文脈」知的財産法政策学研究13号27-51頁(2006年)</p> <p>長谷川晃「規範衝突の解釈学」法学69巻6号979-1010頁(2006年)</p>			

- 長谷川晃「共通善・時間・責任」鈴木興太郎（編）『世代間衡平性の論理と倫理』303-336頁（2006年）
- 長谷川晃「共通善・私的善・公共善」金泰昌他（編）『世代間関係から考える公共性』37-68頁（2006年）
- 道幸哲也「競争禁止義務制約の法理」知的財産法政策学研究11号205-230頁（2006年）
- 山本哲生「規範的損害と保険—知的財産権侵害に即して」知的財産法政策学研究13号71-99頁（2006年）
- 山本哲生（山下友信氏・竹濱修氏・洲崎博史氏と共著）『保険法』（第2版）87-199頁（2004年）
- 山本哲生 山下友信（編著）『逐条 D & O 保険約款』100-106, 143-151, 222-227, 263-281頁（2005年）
- 高橋美加「営業譲受人によるゴルフクラブの名称の続用と預託金返還債務の承継」法学教室289号150-151頁（2004年）
- 鈴木 賢（木間正道氏・高見澤磨氏・宇田川幸則氏と共著）『現代中国法入門』（第4版）03章[58-99頁]、06~07章[166-229頁]、10章[229-312頁]分担執筆（2006年）
- 鈴木 賢「中国法の思考様式——グラデーションの法文化」安田信之・孝忠延夫編『アジア法研究の新たな地平』321-337頁（2006年）
- 鈴木 賢（翻訳）『中国物権法 条文と解説』（崔光日氏・宇田川幸則氏・朱擘氏・坂口一成氏と共訳）1-74頁（2007年）
- 鈴木 賢（翻訳）吳漢東「国際化、現代化及び法典化—中国知的財産権制度発展の道」知的財産法政策学研究4号1-15頁（2004年）（金勲氏と共訳）
- 鈴木 賢（翻訳）胡開忠「WTO加盟後の中国著作権戦略についての分析」知的財産法政策学研究4号33-47頁（2004年）（金勲氏と共訳）
- 川島 真『中国近代外交の形成』1-712頁（2004年）
- 川島 真『台湾における日本研究』1-126頁（2004年）
- 会沢 恒「アメリカ著作権法と連邦法の交錯」田村善之（編著）『新時代知的財産法政策学の創成』391-444頁（2008年）
- 会沢 恒（翻訳）Lucie Guibault「著作権の制限とクリックラップ・ライセンス：著作権取引はどうなるのか？」知的財産法政策学研究3号91-129頁（2004年）
- 会沢 恒（翻訳）Dan L. Burk & Julie E. Cohen「権利管理システムのためのフェアユース・インフラストラクチャ」知的財産法政策学研究3号131-183頁（2004年）
- 会沢 恒「学界展望：英米法 Cass R. Sunstein, Reid Hastie, John W. Payne, David A. Schkade, and W. Kip Viscusi, Punitive Damages: How Juries Decide」国家学会雑誌116巻3・4号395-399頁（2003年）
- 横溝 大「知的財産に関する若干の抵触法的考察」田村善之（編著）『新時代知的財産法政策学の創成』445-477頁（2008年）
- 横溝 大「抵触法における不正競争行為の取扱い—サンゴ砂事件判決を契機として」知的財産法政策学研究12号185-240頁（2006年）
- 横溝 大「職務発明を巡る国際的法適用関係」知的財産法政策学研究18号201-220頁（2007年）
- 横溝 大「涉外判例研究 方法の発明の工程の一部が国外で行われる場合の特許権侵害の有無—東京地裁平成13年9月20日判決」ジュリスト1322号178-181頁（2006年）
- 横溝 大「法人に関する抵触法的考察：法人の従属法か外国法人格の承認か」民商法雑誌135巻6号1045-1076頁（2007年）
- Nari Lee「効果的な特許制度に関する多元的理論の試み(1)(2・完)」知的財産法政策学研究14号113-142頁・15号137-165頁（2007年）
- 青木博通『知的財産権としてのブランドとデザイン』（21世紀COE知的財産研究叢書）1-458頁（2007年）
- 山根崇邦「著作権侵害が認められない場合における一般不法行為の成否—通勤大学法律コース事件—」知的財産法政策学研究18号221-278頁（2007年）

## ②国際会議等の開催状況【公表】

(事業実施期間中に開催した主な国際会議等の開催時期・場所、会議等の名称、参加人数(うち外国人参加者数)、主な招待講演者(3名程度))

- ① **「Brain Korea 21」**(ソウル大学と共催) 2003年10月17～18日(於ソウル) 400名参加(外国人300名)  
安京煥学長(ソウル大学法学部学長)、丁相朝副教授(同大学法学部)、丘大煥助教授(同大学法学部)
- ② **「Recent Developments in IP Law in U.S.」** 2004年1月31日(於本学) 30名参加(外国人6名)  
エドワード・ダーニー弁護士
- ③ **「知的財産法政策学の基本理念の確立に向けて」** 2004年2月23～24日(於本学) 78名参加(外国人8名)  
ピーター・ドラホス教授(オーストラリア国立大学社会科学研究院)、呉漢東学長(中南財経政法大学)、  
ルーシー・ギボウ助教授(アムステルダム大学情報法研究所)、ダン・L・バーク教授(ミネソタ大学ロースクール)
- ④ **「著作権の今日的課題一日仏比較」** 2004年5月27～6月5日(於本学、姫路獨協大学他3ヶ所) 延べ約470名参加(外国人約15名)  
フィリップ・ゴドラ教授(フランス・ポワティエ大学)、ステファン・グレゴワール研究員(ポワティエ大学法的国際協力研究センター)
- ⑤ **「体制転換と法」** 2004年7月24日(於本学) 25名参加(外国人6名)  
楊和義院長(重慶工商大学法学院)、李仁助理教授(台湾中正大学法律学系研究所)
- ⑥ **「Intellectual Property Issues in Biotechnology and Traditional Knowledge」** 2004年8月26～27日(於本学) 33名参加(外国人2名)  
ブラッド・シャーマン教授(オーストラリア・グリフィス大学ロースクール)
- ⑦ **「東アジアにおける知的財産権をめぐる基本問題」** 2004年9月20日(於札幌コンベンションセンター) 141名参加(外国人76名)  
朴栄吉教授(東国大学校法科大学)、謝銘洋教授(台湾大学法律学院)、曹新明教授(中南財経政法大学法学院)
- ⑧ **「著作権保護をめぐる国際的動向とWIPO」** 2004年10月30日(於本学) 27名参加(外国人2名)  
菱沼剛氏(WIPO著作権局法律事務官)
- ⑨ **「冒認特許に関する一考察」** 2004年12月10日(於本学) 18名参加(外国人3名)  
解亘講師(南京大学)
- ⑩ **「バイオテクノロジーの法的保護と生命倫理」** 2005年2月22日～23日(於本学) 100名参加(外国人13名)  
林宜男教授(淡江大学国貿系)、謝銘洋教授(台湾大学法律学院)、范建得教授(清華大学科技法律研究所)ほか多数
- ⑪ **「情報化時代における知的財産法政策学の将来像」** 2005年11月10日～11日(於本学) 40名参加(外国人15名)  
P・ベルント・ヒューゲンホルツ教授(アムステルダム大学)、パメラ・サミュエルソン教授(カリフォルニア大学バークレー校)
- ⑫ **「日台知的財産権とバイオテクノロジーフォーラム」「台湾原住民伝統知識とバイオメディカル倫理シンポジウム」**  
2006年3月18～19日(於台北市台湾福華文教会館) 80名参加(外国人60名)  
謝銘洋教授(台湾大学法律系)、郭華仁教授(台湾大学農芸学系)、范建得教授(清華大学科技法律研究所)ほか多数
- ⑬ **「Some Methodologies and Theories for Intellectual Property, and their Implications and Applications」「Tensions and Ambiguities in Intellectual Property Theories, and some Suggested Resolutions」** 2006年6月9日(於本学)  
30名参加(外国人10名) ウエンディー・J・ゴードン教授(ボストン大学)
- ⑭ **「The International Enclosure Movement」「Currents and Crosscurrents in the International Intellectual Property Regime」**  
2006年6月16日(於本学) 30名参加(外国人10名)  
ピーター K・ユー教授(ミシガン州立大学)
- ⑮ **「コンピュータ・プログラムの特許保護一日米欧中比較」** 2006年11月18日(於本学) 30名参加(外国人10名)  
余翔教授(北海道大学大学院法学研究科外国人客員研究員、華中科技大学)
- ⑯ **「新時代における知的財産権の発展とその対応策の検討」** 2007年9月22日～23日(於金沢市文化ホール) 85名参加(外国人9名)  
ブラッド・シャーマン教授(クイーンズランド大学ロースクール、オーストラリア農業分野知的財産研究所所長)、ライオネル・ベントリー教授(ケンブリッジ大学)、リアン・ワイズマン助教授(グリフィス大学ロースクール)
- ⑰ **「新世代知的財産法政策学の理念と課題」** 2008年1月12日(於ホテルポールスター札幌) 70名参加(外国人15名)  
ピーター・ドラホス教授(オーストラリア国立大学社会科学研究院)、李揚教授(華中科技大学)、李ナリ客員准教授(北海道大学大学院法学研究科)

## 2. 教育活動実績【公表】

博士課程等若手研究者の人材育成プログラムなど特色ある教育取組等についての、各取組の対象（選抜するものであればその方法を含む）、実施時期、具体的内容

### (1) 基盤教育プログラムによる課程博士増加の実績

法学研究科は博士後期課程にコースワークを導入し、その中で外国語科目を必修とする等、博士課程のカリキュラムを充実させるとともに、2003年度から博士論文の中間報告、事前審査論文というステージ制を導入した(基盤教育プログラム)。その結果、課程博士の学位授与数は1999～2002年度(4年間)13件から2003～06年度(4年間)18件と増加し、2007年度は過去最高件数の13件となった。

### (2) 21世紀COEによる多彩な授業科目とWEB講義・論文データベースの提供

21世紀COE「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」では、特に知財法の分野において、知財法専攻教官の講義・演習、客員准教授の講義、事業推進担当者のオムニバス講義等を展開し、常時、修士・博士課程向けに授業科目を全国有数の30単位(隔年開講を含む)を提供し、さらに、研究会科目6単位、その他の知財法専攻者以外の事業推進担当者による臨時的知財関連科目8単位も合わせて、COE関連の教育カリキュラムを提供した。

さらに基本科目である「知的財産法」と上記オムニバス講義「新世代知的財産法政策学」の動画と教材、講義録をウェブ配信するとともに(<http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/lecture/index.html>)、論文データベースを構築し、その成果を公に還元している(<http://coeweb2.juris.hokudai.ac.jp/>)。

### (3) 21世紀COEにおける若手研究者コミュニティの実績

21世紀COEを遂行する過程で、法学研究科には国内の博士後期課程修了者(2名)に加えて、国際化を図るために外国籍の研究者(准教授1名、講師1名、研究員1名)を、実務的な課題を吸収するために、元裁判官・弁護士(1名)、弁護士(1名)、外国弁護士(1名)、弁理士(1名)、企業法務経験者(2名)を研究員に採用した。さらに先導的研究者交流プログラムを推進し、外国大学の講師2名、外国弁護士1名を夏期に客員研究員に招聘し共同研究のうえ、その成果を『知的財産法政策学研究』に発表している。他方で、研究員をマックスプランク無体財産研究所に、大学院生と研究支援員を中南財經政法大学知識産権センターに長期派遣し、国際的な研鑽を積ませた。加えて21世紀COEの成果が国際的に知られたこともあって、知財の分野では多様なバックグラウンドを有する留学生(外国弁護士3名、外国特許庁審査官4名、外国著作権当局職員1名)が集結している。11回の国際シンポジウム、112回の研究会に招聘された若手研究者も多数に上る。たとえば、国内外の20代・30代の若手研究者によるCOE・知的財産法研究会での報告回数は99回、『知的財産法政策学研究』への論文掲載回数は92回に上る。その結果、法学研究科は、知財法の研究を志す大学院生にとって国際的に見ても極めて恵まれた若手研究者コミュニティの構築に成功した。

### (4) 21世紀COEにおける双方向的連環型教育プログラムの実績

若手研究者コミュニティ所属の研究者には研究会やシンポジウムでの報告、COE雑誌『知的財産法政策学研究』への論文発表を目標とした綿密な指導を行った。同誌に掲載された法学研究科に所属する若手研究者の論文は、大学院生18本(修了後掲載論文7本、法科大学院生4本を含む)、大学院生による翻訳論文3本、COE研究員・研究支援員による論文13本、翻訳7本を数える。法科大学院生による本格的な研究成果の発表は、法科大学院設立後も実定法の研究者養成の修士課程を維持し、一部の科目の相互乗り入れを図ることにより、若手研究者コミュニティに法科大学院生が触れる機会を設けたことの成果の一端であり、専門職大学院とのカリキュラムの連携により研究者志向の人材を確保する本拠点の構想を裏付ける。

### (5) 国際交流の実績

本学の北京オフィスを活用した宣伝、入学後のサポーター制度・チューター制度の実施等、手厚い支援の結果、法学研究科の修士課程に入学した留学生は平成16年度の留学生11名(全45名中)、平成17年度6名(全26名中)、平成18年度9名(全26名中)、平成19年度8名(全16名中)と、比重が増加している。特に知財の分野では、既述したように多様な高度職業専門人の留学生の獲得に成功しており、21世紀COEの成果を国際的に普及させるパイプの一環を形成している。

21世紀COEプログラム委員会における事後評価結果

(総括評価)

設定された目的は概ね達成された

(コメント)

拠点形成計画全体については、知的財産法研究に特化した研究拠点形成として、新世代知的財産法政策学を構築するという所期の目的は概ね達成されたと評価できる。

人材育成面については、次世代の知的財産法研究者の養成に努力の成果が見られるものの、専門職大学院が設置されたことにより、法学研究科の教育と法科大学院の教育との連携を含めて、当初の教育実施計画が十分に実現されているのか明確でない面が残されている。

研究活動面については、新しい分野確立の構想は、当初の思考枠組みを修正し、開かれた研究視点に立って深化されてきており、今後のより一層の研究進展のための基礎が構築されたと評価できる。また、本研究計画の推進により、内外に示した情報発信源としての役割及び国際的研究教育拠点としての存在表示効果が、拠点本来の評価・国際協力に与えた影響も十分認められる。

補助事業終了後の持続的展開については、「情報法政策学研究センター」を通じて、今後とも十分に継続されていくものと期待される。